

☆ 最近の予備監査事例から ☆

同じような事例がないか、チェックしてみてくださいでしょうか？

予備監査で見つかった不適切な事務処理事例について、その内容を紹介しします。同じような事例はないでしょうか。未然防止のため、チェックしてみてください。

アパート賃貸契約書に特約はないですか？

支出命令の不適当(指摘)

住居手当の支給に当たり、家賃が割引されているのに、割引前の家賃に基づいて住居手当を支給していた例がありました。

賃貸契約書に特約があり、契約後1年間は家賃を割引くこととされていたのですが、そのことに担当者が気が付かなかったこと、また、本人から契約書の特約条項が書かれた部分の写しの提出がなかったことが原因です。



工事前の調査は十分に！

その他工事の執行の不適当(指摘)

県営建設工事の執行に当たり、電線の状況など現場の事前確認が不十分だったため、入札後、現場にクレーン車が通行できないことが分かり、結果として着工直後に工事中止、大幅な減額変更となった例がありました。

担当者が他の工事に忙殺されており、また、組織的に進行管理できなかったことが原因ですが、現場の状況を事前に把握し設計内容を精査していれば、このような事態にはならなかったものと考えられます。

国庫補助金の収納事務は大丈夫？

その他収入事務の不適當(指摘)



国庫補助金の収入に当たり、補助金受入れ事務を失念したため出納整理期間内で事務処理が完結できず、国の過年度支出承認を受けて翌年度に収納した例がありました。

担当者が急な事情で交代し突発的な引継ぎだったため事務を失念したことが原因ですが、国費支出予定額と支出済額の不一致について確認されていれば、早期に発見し対応できた事例と思われます。

事務局長からのひとくちコメント

「決算について」

平成20年度は知事部局、21年度は警察と2年続けて事務費の不適當な事務処理が問題となりました。

10月22日まで9月定例会があり21年度決算審査が行われました。21年度決算については一部に会計規則等の誤った認識により処理されているものがありましたが、過去2年のように「預け」や「差し替え」等の不適當な事務処理は認められなかったところです。

再発防止のために、監査においても物品の倉庫等での内部確認や、抽出ですが納入業者の協力による外部確認を行ってきました。各部局においても継続して再発防止に取り組んでいくこととしておりますのでよろしくお願いします。

☆ 決算審査意見書の概要をお知らせします ☆

監査委員は、毎会計年度、普通会計及び企業会計の決算を審査し、審査意見書を提出します。また、財政健全化法に基づき、財政の健全性及び経営の健全性を審査しました。今回の監査だよりでは、その概要をお知らせします。

1 『平成21年度岩手県歳入歳出決算』審査意見書

(1) 一般会計歳入歳出決算

- ① 歳入が前年度に比べて 647 億円余 (9.5%) の増加、歳出も 622 億円余 (9.2%) の増加となった。歳入は景気の低迷により法人二税が大幅に減少したが、国庫支出金や臨時財政対策債等の増により増加した。
- ② 歳入歳出差引額は 131 億 5,328 万 5 千円で、実質収支額は 39 億 3,467 万 2 千円の黒字となった。

【歳入歳出決算収支の状況 (一般会計)】

区 分	平成 21 年度	平成 20 年度	対前年度増減額・率	
歳入決算額 (a)	748,260,146 千円	683,463,808 千円	64,796,338 千円	9.5%
歳出決算額 (b)	735,106,861 千円	672,885,019 千円	62,221,842 千円	9.2%
歳入歳出差引額 (a) - (b) (c)	13,153,285 千円	10,578,789 千円	2,574,496 千円	24.3%
翌年度に繰越すべき財源 (d)	9,218,613 千円	6,239,368 千円	2,979,244 千円	47.7%
実質収支額 (c) - (d)	3,934,672 千円	4,339,420 千円	△404,748 千円	△9.3%

(2) 特別会計歳入歳出決算

- ① 歳入が前年度に比べて 117 億円余 (6.0%) の減少、歳出も 119 億円余 (6.2%) の減少となった。
- ② 歳入歳出差引額は 40 億 4,168 万円で、実質収支額は 39 億 321 万 3 千円の黒字となった。

【歳入歳出決算収支の状況 (特別会計)】

区 分	平成 21 年度	平成 20 年度	対前年度増減額・率	
歳入決算額 (a)	184,474,574 千円	196,198,019 千円	△11,723,445 千円	△6.0%
歳出決算額 (b)	180,432,894 千円	192,333,514 千円	△11,900,620 千円	△6.2%
歳入歳出差引額 (a) - (b) (c)	4,041,680 千円	3,864,505 千円	177,175 千円	4.6%
翌年度に繰越すべき財源 (d)	138,467 千円	288,629 千円	△150,162 千円	△52.0%
実質収支額 (c) - (d)	3,903,213 千円	3,575,876 千円	327,337 千円	9.2%

(3) 審査意見

- ① 歳入については、国庫支出金が大幅に増加したほか、地方交付税と臨時財政対策債の合計額が6年ぶりに前年度を上回ったものの、自主財源である県税については、平成20年秋以降の世界的な景気後退の影響を受けて大幅に減少したところである。県内経済は依然として厳しい状況が続いているが、地域経済の活性化を図り、自主財源の確保に努めていくことが重要な課題である。
- ② 歳出については、臨時財政対策債が増加したことから県債残高が増加し、平成21年度末現在高は過去最高額となるなど、今後も公債費が高い水準で推移し、厳しい財政運営を強いる要因となっている。中長期的視点に立ちながら県債発行の縮減に努めるなど、なお一層の計画的な取組みが求められているところである。
- ③ 前年度の審査意見において、年々増加する収入未済額及び繰越額の縮減に向けた取組みを求めたところであるが、21年度会計において収入未済額、繰越額ともさらに増加していることからより一層の強力な取組みにより縮減に努められたい。
- ④ 県においては、平成21年12月、県民一人ひとりが共に支え合いながら、いききと働き、安心して暮らし、楽しく学んでいくことのできる「希望郷いわて」の実現を目指す「いわて県民計画」を策定したところである。この計画を推進するため、歳入確保の強化や徹底した歳出の見直しを行うとともに、県民が「希望郷いわて」を実感できる施策を着実に展開するなど、県民福祉の増進に努め、限られた財源を有効に活用しながらより質の高い行財政運営を推進されるよう期待する。

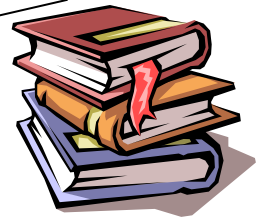
事務局長から

決算特別委員会では、委員から「2年連続の決算不認定を踏まえて、監査委員はどのように取組みを改善強化しているのか。」という質問があり、これに対して代表監査委員が応答した要旨を以下のとおり紹介します。

「2年連続の決算不認定の要因は、不適当な事務処理が発生したということによると思う。監査の対応としては、『預け』や『差し替え』など不適切な事務処理を防止する観点から21年度に引続き、物品購入や事務機器の修繕箇所等を確認する内部確認と、抽出調査ではあるが物品の納入業者の協力を頂いて品名、規格、数量、金額、納入年月日等が県と業者の書類で一致しているかどうか外部確認を実施している。

一方、監査を受ける側の知事部局をはじめ公安委員会等においても、発注と検収の分離や会計事務自己点検の実施など自主的な再発防止のための取組みを強化していることから、監査に当たっては、そのような取組みの確認に努めている。

監査の結果、事務費の執行について、支払いが遅れているもの、決裁を経ずに契約を行っているもの、公用車の車検費用の支出負担行為が行われていないなど、会計規則等の誤った認識により処理をしているものが見られたが、平成19年度、20年度決算で問題のあった『預け』や『差し替え』等の不適当な事務処理に該当する事案は認められなかった。」



2 『平成21年度岩手県立病院等事業会計決算』審査意見書

(1) 決算の状況

- ① 総収支は、事業収益 918 億 3,274 万 2,917 円に対し、事業費用は 939 億 9,465 万 8,489 円で、差引き 21 億 6,191 万 5,572 円の純損失が生じ、累積欠損金は 189 億 4,224 万 5,370 円となった。
- ② 純損失は、前年度に比べ 7 億 8,041 万 3,545 円減少した。
- ③ これは、入院基本料の上位施設基準取得などにより医業収益が増加した一方で、給与改定等により給与費が大きく減少したことなどによるものである。

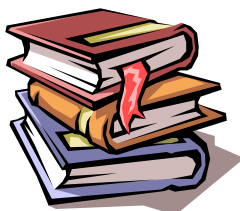
区 分	平成 21 年度	平成 20 年度	対前年度増減額・率	
事業収益 (a)	91,832,743 千円	91,581,054 千円	251,689 千円	0.3%
事業費用 (b)	93,994,658 千円	94,523,383 千円	△528,725 千円	△0.6%
差引純損失 (c) = (b) - (a)	2,161,915 千円	2,942,329 千円	△780,414 千円	△26.5%
前年度繰越欠損金 (d)	16,780,330 千円	13,838,001 千円	2,942,329 千円	21.3%
当年度未処理欠損金 (e) = (c) + (d)	18,942,245 千円	16,780,330 千円	2,161,915 千円	12.9%

利用患者数の状況

項 目	平成 21 年度	平成 20 年度	対前年度増減
入院患者数	1,473,612 人	1,571,744 人	△98,132 人
外来患者数	2,227,275	2,417,069	△189,794
計	3,700,887	3,988,813	△287,926

(2) 審査意見

- ① 今後の経営に当たっては、医師不足解消に向けた取組みを一層推進して、患者中心の安全・安心な医療を提供できる環境を整備するとともに、病院相互の診療応援体制や地域との連携を強化するなど、地域医療を支える体制を構築する必要がある。
- ② 地域診療センターの無床化に伴う空きスペースの活用についても、地元市町村とも連携しながら、地域の医療・福祉の提供体制の充実につながるよう一定の支援を講じる必要がある。
- ③ 安定した経営基盤を確立するため、医業収益の確保はもとより、職員給与費の適正化や材料費の効率的な執行、年々増加する個人医療費の未収金の縮減、個々の病院の地域事情や経営状況を踏まえた中長期的な収支計画の策定など、収支均衡に向けた経営改善を徹底し、「岩手県立病院等の新しい経営計画」に掲げた平成 23 年度黒字化の目標達成を期待する。



累積欠損金の額は病院ごとに大きな開きが生じてきていますが、個々の地域の実情を踏まえた上で、経営改善に取り組んでいただきたいと思います。

累積剰余金の多いのは、A病院 111 億円、B病院 60 億円、C病院 47 億円の順です。

累積欠損金の多いのは、X病院 124 億円、Y病院 47 億円、Z病院 43 億円の順です。

累積欠損金の多い県立病院3つの合計額は 214 億円となり、県立病院全体の累積欠損金の合計額 189 億円を上回っております。病院ごとのきめ細かな経営管理が望まれます。

3 『平成21年度岩手県電気事業会計決算』審査意見書

(1) 決算の状況

- ① 総収支の状況は、事業収益 44 億 9,290 万 7,913 円に対し、事業費用は 37 億 3,027 万 1,159 円で、差引き 7 億 6,263 万 6,754 円の純利益を確保した。
- ② 純利益は、前年度に比べ 3 億 2,214 万 3,962 円増加した。
- ③ これは、出水率が前年度に比べて上昇したことなどに伴い営業収益が前年度より増加したことに加え、修繕費の減少等に伴う事業費用の減少があったためである。



区 分	平成 21 年度	平成 20 年度	対前年度増減額・率	
事業収益 (a)	4,492,908 千円	4,451,460 千円	41,448 千円	0.9%
事業費用 (b)	3,730,271 千円	4,010,967 千円	△280,696 千円	△7.0%
差引純利益 (c) = (a) - (b)	762,637 千円	440,493 千円	322,144 千円	73.1%
前年度繰越利益剰余金 (d)	0 千円	0 千円	0 千円	0.0%
当年度未処分利益剰余金 (e) = (c) + (d)	762,637 千円	440,493 千円	322,144 千円	73.1%

(2) 審査意見

- ① 今後の経営に当たっては、「長期経営方針」に掲げる「運転年数 100 年」の実現に向け、施設・設備の計画的な改良・修繕を実施し、電力の安定供給による信頼性の向上を図るとともに、業務の効率化と経費の効果的な執行により安定的な経営の継続に努めること。
- ② 新たな電源開発や新エネルギー発電の導入に当たっては、企業の健全性、経済性を考慮しながら長期的展望をもって臨むこと。
- ③ クリーンエネルギー導入支援等の地域貢献活動については、県民福祉の向上や地域の発展に大きく寄与していると認められることから、今後も積極的に取り組むこと。

4 『平成21年度岩手県工業用水道事業会計決算』審査意見書

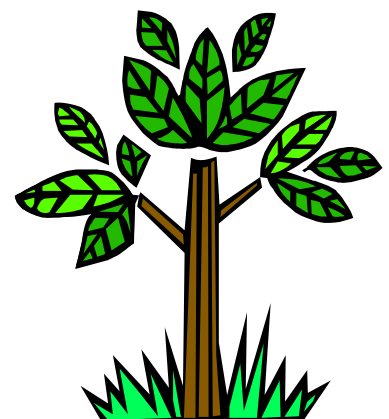
(1) 決算の状況

- ① 総収支の状況は、事業収益 10 億 3,644 万 1,694 円に対し、事業費用は 8 億 4,982 万 6,169 円で、差引き 1 億 8,661 万 5,525 円の純利益を確保し、前年度末に 6,468 万 4,867 円あった累積欠損金は解消された。
- ② 純利益は、前年度に比べ 6,057 万 150 円増加した。
- ③ これは、給水量が減少したことなどによる事業収益の減少に対して、減価償却費や財務費用の減少等による事業費用の減少が上回ったことによるものである。

区 分	平成 21 年度	平成 20 年度	対前年度増減額・率	
事業収益 (a)	1,036,442 千円	1,039,226 千円	△2,784 千円	△0.3%
事業費用 (b)	849,826 千円	913,181 千円	△63,355 千円	△6.9%
差引純利益 (c) = (a) - (b)	186,616 千円	126,045 千円	60,571 千円	48.1%
前年度繰越欠損金 (d)	64,685 千円	190,730 千円	△126,045 千円	△66.1%
当年度未処分利益剰余金 (e) = (c) + (d)	121,931 千円	△64,685 千円	186,616 千円	△288.5%

(2) 審査意見

- ① 健全化対策の着実な実施により事業開始以来初めて累積欠損金が解消されたが、さらなる業務の効率化と経費の効果的な執行により収益の確保を図り、財務体質の改善に努めること。
- ② 今後は、新たな工業用水の需要を見極め、「長期経営方針」に基づいた取組みを計画的に実行することによって工業用水の安定的な供給を行い、県内産業経済の発展に寄与するとともに、自立的な経営の実現に努めること。



5 『平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率』審査意見書

(1) 『平成21年度決算に基づく健全化判断比率』審査結果

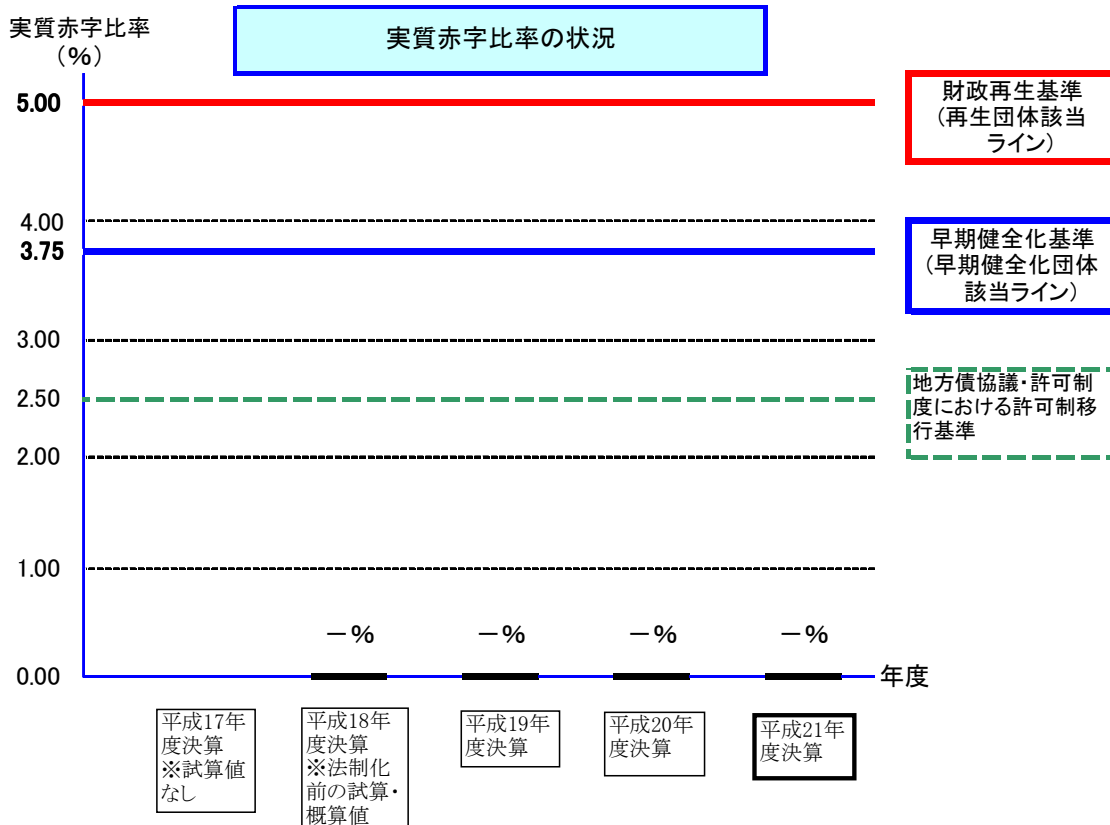
審査に付された平成21年度の健全化判断比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

比 率 名	平成 21 年度	(参 考)			
		平成 20 年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	— %	— %	ポ イ ント —	3. 7 5 %	5. 0 0 %
連結実質赤字比率	—	—	—	8. 7 5	2 5. 0 0
実質公債費比率	1 4. 1	1 4. 8	△ 0. 7	2 5. 0	3 5. 0
将来負担比率	3 0 5. 9	3 1 2. 4	△ 6. 5	4 0 0. 0	

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額がないことから算定されない。

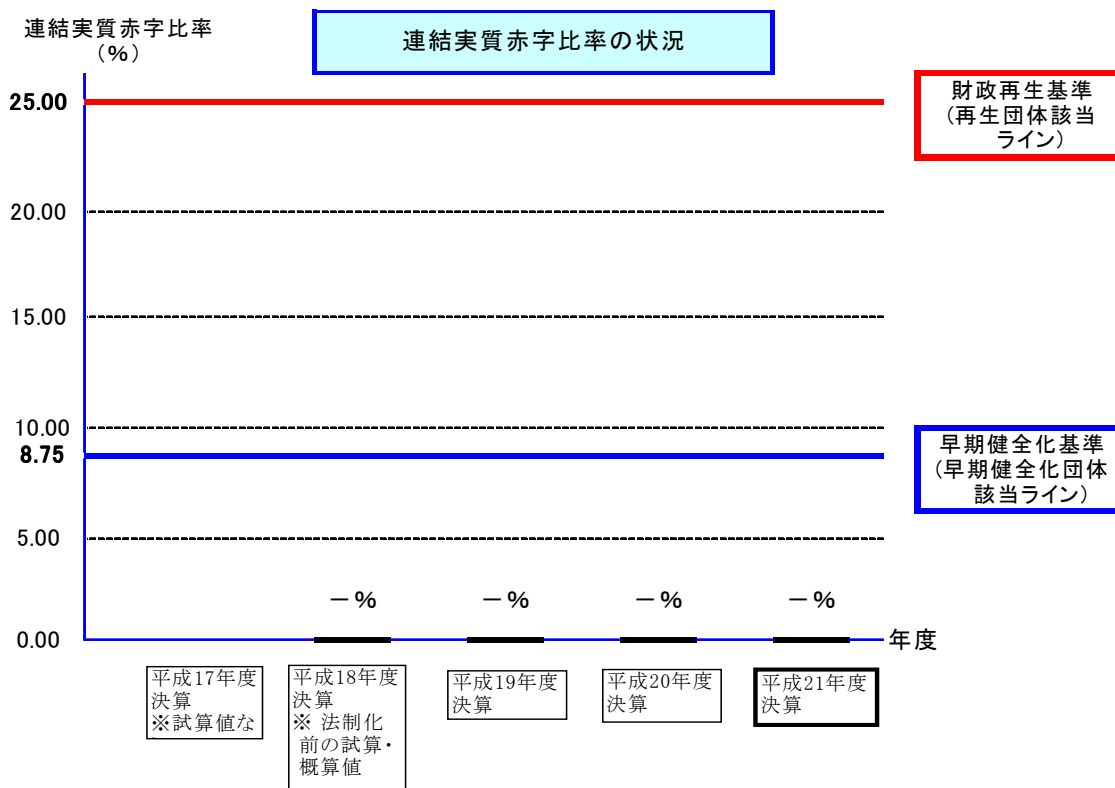
一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がある。



② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、前年度と同様に連結実質赤字額がないことから算定されない。

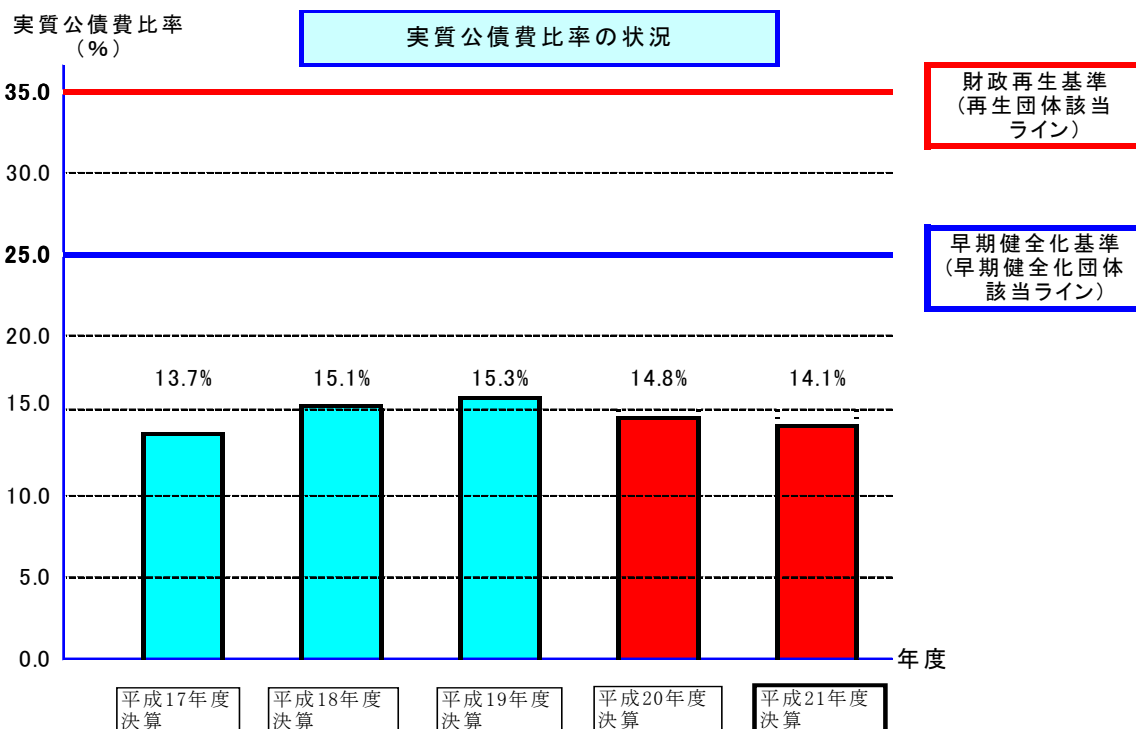
公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要がある。



③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、14.1%で、前年度に比べ0.7ポイント減少し、早期健全化基準の25.0%を10.9ポイント下回っている。

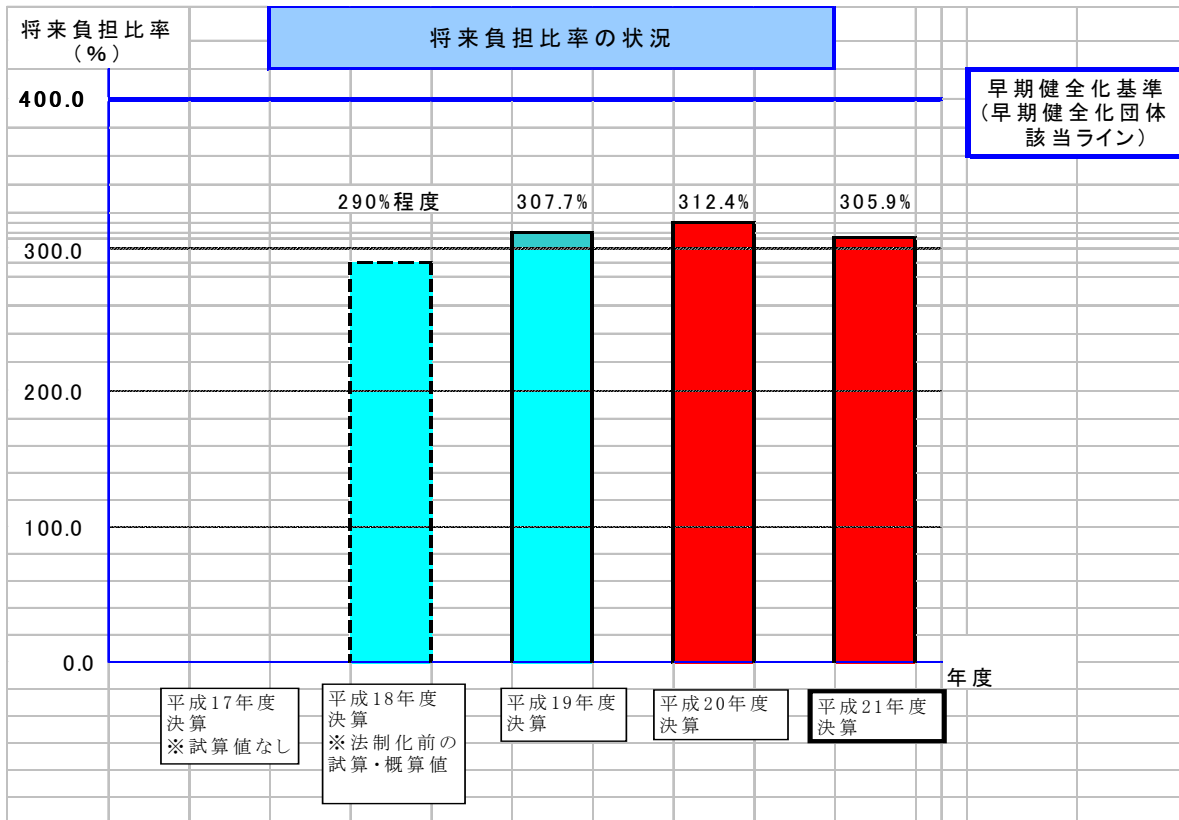
一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限される。



④ 将来負担比率

将来負担比率は、305.9%となっており、前年度に比べ6.5ポイント減少し、早期健全化基準の400.0%を94.1ポイント下回っている。

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。
この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。



(2) 『平成21年度決算に基づく資金不足比率』審査結果

審査に付された各公営企業会計の平成21年度の資金不足比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、各公営企業会計の資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額がないことから算定されない。

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、経営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

公営企業会計名	平成21年度 資金不足比率	(参 考)		
		平成20年度 資金不足比率	増 減	経営健全化基準
岩手県流域下水道事業特別会計	— %	— %	ポイント —	20.0 %
岩手県港湾整備事業特別会計	—	—	—	
岩手県立病院等事業会計	—	—	—	
岩手県電気事業会計	—	—	—	
岩手県工業用水道事業会計	—	—	—	

☆ 最 新 情 報 ☆

☆ 平成22年度(上期)の監査結果と特徴 ☆

指摘・注意件数の合計が、前年度に比べ 14 件(20%)増加。

結果

平成 22 年度(上期)における監査の指摘・注意件数は次のとおりです。

平成 21 年度(上期)の指摘・注意件数に比較して、指摘が 13 件、注意が 1 件増加しています。

指摘区分別	平成 22 年度(上期)			平成 21 年度(上期)			対前年度比			摘 要 (H22 の主な内容)
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	
予算経理一般	-	-	-	-	1	1	-	△ 1	△ 1	
収入事務	15	8	23	12	11	23	+3	△ 3	-	調定の不相当→15 (調定の遅れ→9) 国庫補助金を受け入れなかつたなど
支出事務	25	17	42	12	15	27	+13	+2	+15	旅費の誤支給、遅れ→16 職員手当の誤支給、遅れ→10 歳出科目の誤りなど
契約事務	5	4	9	6	-	6	△ 1	+4	+3	対象外経費を含めた契約、積算額の誤り、無効とすべき見積書を有効なものとして取扱ったなど
工事の執行	1	-	1	-	1	1	+1	△ 1	-	不十分な計画により着工直後に中止
補助金事務	-	-	-	3	1	4	△ 3	△ 1	△ 4	
財産管理	1	4	5	2	4	6	△ 1	-	△ 1	備品購入時期の遅れ、財産管理簿の未整備など
行政事務の執行	2	2	4	1	1	2	+1	+1	+2	補助金交付決定の遅延など、事務事業の運営方法、執行管理体制が適切でないもの
合 計	49	35	84	36	34	70	+13	+1	+14	

注) 指摘事項は県公表表を行っている不適当な事案ですが、注意事項はそれまでに至らない事案です。

【 特 徴 】

- ・特に、調定の不相当なものや旅費、手当の支給額の誤り、遅れなど、担当者以外に十分なチェックが行われていないことが原因で生じた誤りが多く見られました。
- ・また、国庫補助金を受け入れなかったものや不十分な計画により着工直後に工事を中止したもの、補助金の交付決定が遅れたものなど、県の財政や事務事業の執行に多大な影響を及ぼしたものが散見されました。

☆ 平成 22 年度行政監査(特定テーマ)の実施について ☆

監査委員は、財務に関する監査のほか、特定のテーマを設定しその行政事務の執行について監査する行政監査を実施しています。

平成 22 年度は、活用されていない庁舎、公舎等の建物の状況を調査し、有効活用に向けた方針の策定等を促すことを目的として、「遊休財産の有効活用又は処分の方針について」をテーマとして実施します。

現在、財産管理権限を有する部署に行政監査調査書の作成を依頼しておりますので、該当する部署はご対応をよろしくお願い致します。